

平成31年4月26日

船橋市移動販売支援事業補助金に関するプロポーザルに対する質問への回答

No	質問	回答
1	今回提示買い物、困難地域について網羅しなければいけない最低箇所数はございますか？ 弊社の移動販売では、店舗より7キロ圏内、移動時間30分以内でありすべてを網羅する事はできません。1台当たり基本、一日6か所、週2回を基本としており18か所であり、午前、午後3か所で5分～10分以内で移動する為、同じ町内での販売を検討すると6地域～最大8地域しか販売はできませんがよろしいでしょうか？	移動販売を行う最低箇所数の設定はありませんが、週5日以上移動販売を行えることを要件としておりますので、週2回の実施では要件を満たさないこととなります。 また、船橋市移動販売支援事業補助金に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）2ページに記載のとおり、多くの地点で移動販売を実施できる方が評価は高くなります。
2	弊社では当初1台の導入を検討しておりますが、状況をみて近隣店舗又は同一店舗にて台数の増を検討しております。この補助金の上限については、車の台数により支給が異なりますでしょうか※上限の200万で承知しております。（一台当たりの補助金額などの指標がありますか？）	補助限度額は、移動販売車の台数に関わらず、200万円／年となります。一台あたりの補助限度額の設定はありません。
3	補助金の支給は、年一括の支給でしょうか？月1回の支給でしょうか？	補助金の支払いは、年1回の実績に応じた一括払いとなります。年度末までに実績報告を受け、審査後にお支払いしますので、翌年度4～5月の入金を想定しております。
4	人件費については弊社ビジネスモデルではパート従業員が主体で運営をしておりますが、昨今の人手不足から社員の登用も検討しております。 人件費の記載については、最大で見積もるのか、最小で見積もる	最も可能性が高いと考えられるケースで記載をお願いいたします。判断の付かない場合は、最大の経費で記載をお願いいたします。なお、質問にある事情により実績が提案時と乖離が生じることは、やむを得ないものと考えております。

	のかで経費は大きく異なります。※現在はスタッフが集まらず社員の登用を一部店舗で実施。	
5	市としてシルバー人材等のご紹介など人員の確保についてご協力が頂けますか？	市が事業者にはシルバー人材等を紹介する制度はありません。 なお、市ではハローワークを通じて高年齢者（55歳以上）や障害者を採用し、1年以上継続して雇用した場合に奨励金を交付する「船橋市雇用促進奨励金」という制度がありますので、参考とされますようお願いいたします。詳細については、以下のホームページをご参照ください。 https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoushoukou/004/p009801.html
6	補助金の支給については、複数店舗で実施した場合は店舗にて請求した場合、店舗に分けて支給は可能でしょうか	市では基本的に1事業者につき、1口座をご登録いただいておりますので、店舗ごとに分けての支給はできません。
7	拠点の改廃について、弊社では最低基準を設けています。販売実施後規定の販売場所が不振により販売場所の変更は可能でしょうか？	実施要領2ページで、「販売場所・ルートは、市と事業者が協議により定期的に見直し、場所の追加や、売上が少ない場所での販売を取りやめる場合がある」と記載しているとおり、可能となります。ただし、販売を取りやめる場合は、当該地域の住民に丁寧に説明する必要があると考えております。
8	不振拠点の判断基準は弊社では2か月を基準と考えておりますが、最低販売期間の基準はありますか。	最低販売期間は設けておりませんが、上記のとおり販売場所の見直しを行う場合は、事前に市と協議されますようお願いいたします。
9	補助金の配分基準はございますか？ 販売等の設備費、備品購入費、人件費、広告宣伝費、燃料費等	実施要領1ページに記載のとおり、補助対象経費は、移動販売事業に係る車両の取得経費（購入費及びリース料）、備品購入費、人件費、広告宣伝費及び販売促進費となります。燃料費は対象外となります。 これら補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助金の額とします（200万円／年が上限）。

		なお、人件費の限度額については、補助金交付要綱第5条第2項にて「船橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則別表第6イに規定する技能職員の初任給」と規定しており、平成31年4月1日現在で月額150,800円となります。
10	補助金については、毎年業績により支給の変動はございますか。	補助金交付要綱第6条で規定しているとおり、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額が200万円以下であっても、補助事業に係る総支出から総収入を減じた額が補助限度額となります。
11	事業として黒字化に転換した場合に支給の変動はございますか。	上記のとおり、補助事業に係る総支出から総収入を減じた額が限度となることから、黒字化した（補助事業に係る総収入が総支出を上回った）場合は、補助金が交付されません。 なお、ここでいう総支出及び総収入は、事業開始後からの累計額ではなく、単年度の金額となります。